

プロジェクト 税効果会計

項目 第 324 回企業会計基準委員会及び第 29 回専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 324 回企業会計基準委員会（2015 年 11 月 20 日開催）及び第 29 回税効果会計専門委員会（2015 年 11 月 30 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に関する下記の事項及び本公開草案に寄せられたコメントへの対応案、並びに税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

- 合理的な説明に関する取扱い
- 適用初年度の期首の影響額の取扱い
- 早期適用の取扱い

合理的な説明に関する取扱い

2. 事務局より、「合理的な説明に関する取扱い」（本公開草案第 21 項等）について、「企業が合理的な根拠をもって説明する」とする事務局提案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局提案に賛成する意見

（第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(1) 「根拠」という文言は入れたほうがよい。ASBJ の他の会計基準では、「合理的に説明する」という「根拠」を使用しない言い回しはあまり見受けられないように思われる。文言を変えることで意味が異なると解釈されることは避けるべきと思われる。

（第 29 回専門委員会で聞かれた意見）

(2) 事務局の提案のとおり、結論の背景において、公開草案における文言を変更した議論の経緯を記載することで、実務上、大きな混乱をきたすことはないと思われる。

事務局提案に反対し、他の修正案を提案する意見

（第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

(3) 本公開草案の提案に「企業が」を追加したことで「合理的な根拠をもって説明する」主体は企業であることは明確になっているが、「説明する」は誰に対し

て説明するのかという疑問が生じる可能性がある。そのため、「企業が合理的な根拠をもって説明できる場合」とするのが良いと考える。

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (4) 寄せられたコメントの趣旨は合理的な説明の範囲の明確化と理解しているが、「根拠」を用いることで要求水準が上がっていると感じており、また、「合理的な根拠をもって」とすることで監査委員会報告第 66 号における厳格な運用が継続される可能性があることが懸念されるため、事務局の提案に反対である。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(5)-2において検討を行っている。

適用初年度の期首の影響額の取扱い及び早期適用に関する取扱い

3. 事務局より、「適用初年度の期首の影響額の取扱い」及び「早期適用に関する取扱い」に対する事務局提案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局提案に賛成する意見

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 本公開草案の適用における会計方針の変更の範囲を特定する場合に、例示列举とした上で、会計方針の変更に該当するものと見積りの変更に該当するものを区別することは実務上困難であると考えため、限定列举とする事務局提案に賛成する。

(第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (2) 影響額のすべてが利益剰余金に加減する取扱いであった公開草案の提案と比べて、現在の事務局提案は企業側の主張が取り入れられる形で利益剰余金に加減する範囲が特定されており、評価できる。賛否両論が拮抗した状態が続き、基準化が遅れて適用時期が 1 年延びるのは望ましくない。この事務局提案を受け入れて本公開草案の最終化へ進むべきである。
- (3) 事務局提案の 5 年を明らかに超える見積期間に関連する部分は監査委員会報告第 66 号で取扱いが明確にされていなかった箇所であり、これが明確になるという意味では会計方針の変更として取り扱うことが妥当であると理解している。

事務局提案に反対する意見

(第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (4) 事務局提案のうち(分類2)のスケジューリング不能な将来減算一時差異の箇所は基準の改定に該当し、(分類3)に該当する企業においてのおおむね5年を明らかに超える見積可能期間に関する部分についての取扱いは硬直的な運用の見直しであり、変更にあたらなと考えられる。本公開草案の提案により、全体としては監査基準委員会報告第66号の下では認められなかった見積りが容認されると理解されるため、全体として見積りの変更とするという取扱いで良いのではないか。
- (5) 本公開草案は監査委員会報告第66号の硬直的な運用を改善するために提案されていると理解している。このため、「(分類3)に該当する企業において、おおむね5年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合には回収可能性があるとする取扱い」や「(分類4)の要件に該当する企業であっても、合理的に説明できる場合には(分類2)に該当するものとする取扱い」に関して、過去に硬直的に運用されてきた影響が期首剰余金に加減されることは納得感が欠ける処理である。

適用初年度の期首の影響額の取扱いに関するその他の意見

(第324回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (6) 各企業において会計方針の変更として取り扱う項目と見積りの変更として取り扱う項目を適切に評価することを可能とする観点から、事務局提案のような限定列举ではなく、例示列举とすることが考えられるのではないか。

早期適用に関する取扱いに関する意見

(第29回専門委員会で聞かれた意見)

- (7) 早期適用を行った企業は、翌期の四半期財務諸表において一定の注記事項を記載するか検討する必要があると考える。
- (8) 公開草案に寄せられたコメントの中に、12月決算の企業に対する早期適用の取扱いがあるが、事務局の分析はこのコメントへの対応についても明確になっていると考えてよいか。
- (9) 「早期適用を行うにあたっては十分な注意が必要であるという旨の記載を検討すべき」との第324回企業会計基準委員会で聞かれた意見に関して、早期適用を行うにあたっての懸念事項は会計方針の変更の範囲を特定することによって相当程度軽減されているものと理解してよいか。

(第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (10) 適用指針の基準化が遅くなるほど、早期適用に向けた準備期間が短くなり懸念材料が増えてくる。早期適用を行うにあたっては十分な注意が必要であるという旨の記載を本公開草案に含めるように修文することを検討して頂きたい。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(5)-3において検討を行っている。

本公開草案に寄せられたコメントへの対応案

4. 事務局より、本公開草案に寄せられたコメントへの対応案及び本公開草案の修正案について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

コメント 49：(分類 2) に該当する企業において、将来の課税所得の見積りが必要とされている趣旨を確認したいというコメントに関する意見

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) (分類 2) に該当する企業において、本公開草案第 20 項においては必ずしも将来の課税所得の見積りが必要とされていないが、(分類 4)の要件に該当する企業が(分類 2)に該当するものとして取り扱われる場合は課税所得の見積りが必要であるとコメント対応(案)に記載されている内容は、実務に影響を与える可能性があることから、結論の背景に記載してはどうか。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(5)-4において検討を行っている。

コメント 127：適切な権限を有する機関の承認を得た業績予測に関する意見

「適切な権限を有する機関又は経営者の承認」とする事務局提案に賛成する意見

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (2) 「取締役会等の承認」という文言を会計基準に記載することはなじまないと考えていたが、議論を重ねたことにより一定程度の理解を得られた上での検討結果と考えており、修文された「適切な権限を有する機関の承認を得た」との文言を挿入することに同意する。

事務局提案に反対する意見

(第 324 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 本論点のような内部統制に関連する事項は、本文に記載するのではなく、結論の背景において記載を行うことを検討して頂きたい。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(5)-6において検討を行っている。

回収可能性に関する適用指針の文案に関する意見

(第29回専門委員会で聞かれた意見)

- (4) 本公開草案第49項において、「本適用指針の適用初年度においては」と記載しているが、実務上の対応を考慮して、「本適用指針の適用初年度の期首においては」としてはどうか。
- (5) 本公開草案第34項(4)①において、資産の売却に係る意思決定が、「取締役会等の承認、決裁権限者による決裁又は契約等」で明確となる場合と記載されているが、本公開草案第32項において、「適切な権限を有する機関の承認」とするのであれば、平仄をとるべきである。
- (6) 本公開草案第22項(1)において、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」と記載しているが、同項なお書きにおいては、「臨時的な原因により生じたものを除いた数値」としている。同じ内容を意図しているのであれば、表現を合わせてはどうか。
- (7) 本公開草案第62項なお書きにおいて、「合理的」という用語は、監査上の観点から用いられた用語であることから、その表現を引き継いでいない旨の記載がある。一方、本公開草案第21項等に対するコメントの検討の結果、「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」と使用しているため、本公開草案第62項なお書きの記載については見直してはどうか。
- (8) 本公開草案第65項なお書きにおいて、企業が定量的に検討することを妨げないように、「乖離度合いを定量的に検討することを求めるものではない」としてはどうか。
- (9) 本公開草案第110項において、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断と、連結財務諸表に含まれる当該個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断は「通常、変わらないものと考えられる」と記載があるが、両者の判断が変わる場合があると想定しているのか確認したい。
- (10) 本公開草案第46項において、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産について、(分類1)、(分類2)、(分類3)は回収可能性があるという記載になっているが、(分類4)については記載がないので、(分類4)に該当する企業の取扱いを明確にしてはどうか。

「公表にあたって」の文案に関する意見

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (11) 「本適用指針の適用に関する取扱い」において、「これは、監査委員会報告第 66 号は会計処理の原則及び手続を定めたものであり」と記載されているが、本来、監査委員会報告第 66 号は監査上の取扱いであるため、会計処理の原則及び手続に限定した表現とすべきではないと考える。
- (12) 「会計方針の変更による影響額の注記事項の取扱い」において、一株当たり情報への影響について記載されていないが、注記が不要かどうか確認したい。
- (13) (別紙 2)「企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの比較」の(分類 4)において、(分類 4)の要件に該当する企業が、企業の状況によっては(分類 2)又は(分類 3)に変更する場合、(分類 4)に該当したままのように読み取れるので、表現を修正してはどうか。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(5)-5 及び審議事項(5)-6 において検討を行っている。

税効果会計に適用する税率に関する取扱いについて聞かれた意見

5. 事務局より、税効果会計に適用する税率に関するコメント募集及び適用指針案の文案の検討について説明したところ、以下の意見が聞かれた。

記載内容に関する意見

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 適用指針の文案第 17 項において、「実際に法人に課税される税率によるべきとの考え方に基づき」という文言を削除しているが、削除した理由を確認したい。

対応案

上述した意見を踏まえて、審議事項(3)-2 において検討を行っている。

その他の意見

6. その他として、以下の意見が聞かれた。

(第 29 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 本公開草案の検討の過程で、日本公認会計士協会から公表されている「監査上の取扱い」の会計基準としての位置づけ、及び企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」との関係について議論となったが、

将来的にはそれらの考え方を整理する必要があると考える。

- (2) 本適用指針において早期適用が採用できることを考慮すると、税効果会計に関する他の実務指針の移管作業の中で、適切な開示については早めに検討を進める必要があると考える。

以 上